

塩尻市障がい者福祉プラン

第九次塩尻市障がい者福祉推進プラン
第7期塩尻市障害福祉計画・第3期塩尻市障害児福祉計画
＜令和6（2024）年度～令和8（2026）年度＞

概要版

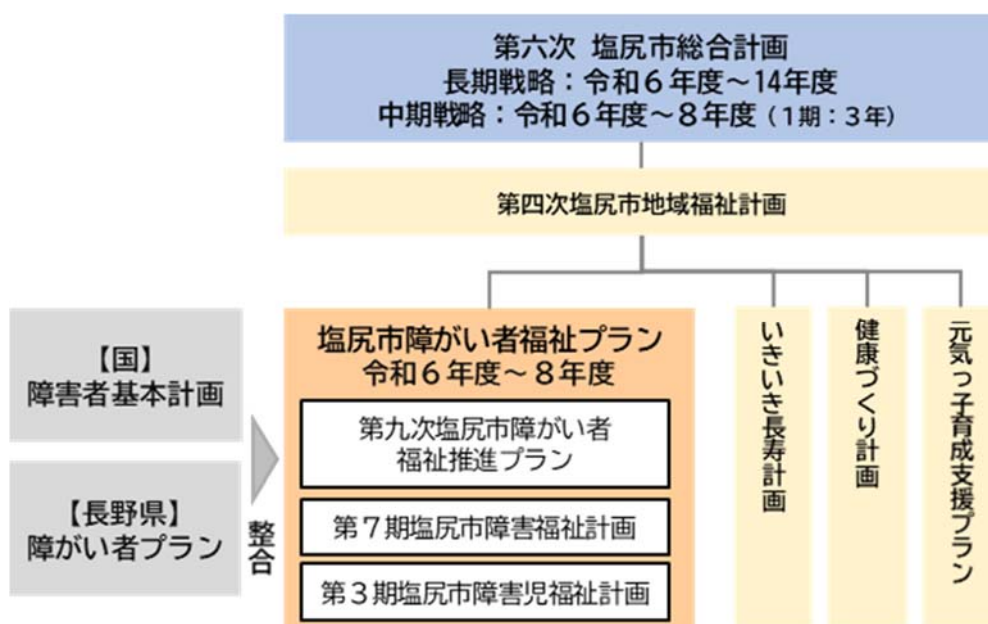
1 塩尻市障がい者福祉プランとは？

- このプランは、障がいのある人が尊重され、必要な支援を受けられる地域をつくるための計画です。障がい福祉施策の方向性を定める「障がい者福祉推進プラン」と、障害福祉サービス提供体制を整える「障害福祉計画・障害児福祉計画」を、一体的に進めていくものです。
- 計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）です。第六次塩尻市総合計画と一体的に推進します。



2 ほかの計画との関連

- このプランは、国の障害者基本計画、長野県の障がい者プランとの整合をとりながら事業を進めていくものです。
- 塩尻市では、このプランの上位にあたる「第六次塩尻市総合計画」「第四次塩尻市地域福祉計画」を踏まえ、関連する他の計画と連携しながら、効率的かつ効果的に施策を推進します。



3 基本的な考え方

○基本目標

自分らしく、安心して暮らし続けることができるまち

目指すまちの姿

- ◇ 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、自己選択・自己決定によって希望する安心な暮らしをすることができます。
- ◇ 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりに居場所や活躍の場があり、支え合いながら共に生きることができます。



○推進目標

①誰もが認め合える「関係づくり」

障がいの有無にかかわらず、誰もが個人の尊厳を認め合い、共に暮らせる社会の実現を目指して理解促進・意識啓発に取り組みます。

このため差別や偏見をなくし、虐待等の問題を生まないように、家庭、学校、職場など様々な場で啓発を行い、心のバリアフリー化を進めます。

②困ったときに頼れる「安心づくり」

障がい者が安心して暮らせるためのサービス・支援を、関係機関の連携のもとに提供し、情報を得やすい環境づくり、不安や悩みに対応できる相談支援体制づくりを進めます。

強度行動障がいや医療的ケアなど様々なニーズに応じたサービスの質の向上に努め、介護家族の問題にも対応できるよう相談支援を強化します。

さらに、住民が助け合える環境づくり、防災・防犯での障がいへの配慮などを進めます。

③誰でも参加と活躍ができる「場づくり」

誰もが居場所や活躍の場があり、生き生きと暮らせる社会を目指します。

そのため、施設等から地域生活へ移りたい方への支援、就労への支援を継続し、職場での理解促進も働きかけます。また、障がいの有無に関わらず文化・スポーツを楽しみ、地域のさまざまな活動に参加できるように、広報や場づくりの支援を行います。

④多様な育ちを支える「体制づくり」

発達障がいや医療的ケアなど多様なニーズに対応し、子どもの健やかな育ちを支えます。

そのため、乳幼児期から学齢期までの相談支援や福祉サービスを安定して提供できる体制・環境の整備を進めます。また、障がいの有無に関わらず子ども同士が触れ合える教育や、学校卒業後の暮らし・就職などへの手厚い相談支援体制づくりを進めます。

○施策の体系

このプランでは、推進目標ごとに次の施策に取り組みます。

推進目標	施策	主要事業
① 誰もが認め合える「関係づくり」	1. 障がいに対する学びと理解の促進	1 福祉教育の充実
		2 障がいに関わる理解促進と支え合いの後押し
	2. 差別や偏見のない共生社会の構築	1 虐待の防止と早期発見 2 差別禁止と合理的配慮の提供の促進 3 “見えない壁”をなくすユニバーサルなまちづくりの推進
② 困ったときに頼れる「安心づくり」	1. 相談しやすい環境の整備	1 分野を超えた連携の強化
		2 相談支援体制の充実
		3 わかりやすい情報提供
	2. 生活を支える多様なサービスや制度利用の促進	1 在宅生活を支援するサービスの充実
		2 介護保険サービスの円滑な利用の促進
		3 介護家族への支援
3. 地域での支え合い体制の構築	1 地域共生社会に向けた支え合いの促進	
	2 心のケアの推進	
	3 防災・防犯体制の充実	
③ 誰でも参加と活躍ができる「場づくり」	1. 地域における多様な居場所の整備	1 地域生活への移行の支援
		2 地域への受入体制の整備
	2. 雇用・就労の機会の拡大	1 就労移行や継続・定着への支援の充実
		2 就労機会の拡大
		3 新たな働き方の創出
	3. 多様な社会参加の促進	1 文化・スポーツ等社会活動への参加の促進
2 地域活動への参加の促進		
④ 多様な育ちを支える「体制づくり」	1. 切れ目ない発達支援	1 相談体制の充実
		2 早期発見の促進
		3 療育体制の充実
		4 発達障がいへの理解促進と支援の強化
		5 親への支援の充実
	2. 教育環境の充実	1 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実
		2 進路・教育相談の充実



4 具体的な取組みの内容

推進目標1 誰もが認め合える「関係づくり」



施策1：障がいに対する学びと理解の促進

子どものころから生涯を通じて福祉や障がいを身近なこととして学ぶ「福祉教育」の充実を図るとともに、一般市民へも啓発を行い、障がいに対する学びや理解の促進を図っていきます。

1 福祉教育の充実

- ・児童・生徒へのインクルーシブ教育や障がいのある人との交流の推進など

2 障がいに関わる理解促進と支え合いの後押し

- ・障がい者福祉を学ぶ機会づくり、障がいのある人をサポートする制度の周知など

施策2：差別や偏見のない共生社会の構築

差別や偏見のない“心のバリアフリー”の醸成を目指し、心身の様々な特性などへの相互理解に取り組み、誰もが障壁を感じることなく暮らせるユニバーサルなまちづくりを進めていきます。

1 虐待の防止と早期発見

- ・障がい者虐待の相談と対応及び相談窓口の周知、医療機関等との連携による早期発見など

2 差別の禁止と合理的配慮の提供の促進

- ・障害者差別解消法に基づく民間企業等への合理的配慮の働きかけなど

3 “見えない壁”をなくすユニバーサルなまちづくりの推進

- ・学校や職場などで「心のバリアフリー」の啓発、コミュニケーション支援の拡充など

推進目標2 困ったときに頼れる「安心づくり」



施策1：相談しやすい環境の整備

安心した地域生活が送れるよう、さまざまなサービスの選択・自己決定をサポートする相談支援を充実させます。またこのために、分野を超えて相談に応じられる体制整備を進めます。

1 分野を超えた連携の強化

- ・総合的、専門的な相談窓口の充実と、そのための分野を超えた連携強化など

2 相談支援体制の充実

- ・相談員の専門性の向上、相談支援事業所や緊急時の支援体制の確保など

3 わかりやすい情報提供

- ・さまざまな媒体での相談窓口の紹介、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援など

施策2：生活を支える多様なサービスや制度利用の促進

地域生活を支える各種のサービス・支援制度を充実させるとともに、強度行動障がいや医療的ケアなどに対応できる事業所・人材の確保に努めます。また家族介護者の負担軽減にも取り組みます。

1 在宅生活を支援するサービスの充実

・各種サービスの提供体制の確保、人材育成への支援、地域生活支援拠点等の事業推進など

2 介護保険サービスの円滑な利用の促進

・共生型サービスの充実、高齢障がい者を対象とした介護保険サービスの利用者負担の軽減など

3 介護家族への支援

・ヤングケアラーや老老介護などの問題の早期発見や支援、介護慰労金の給付など

施策3：地域での支え合い体制の構築

医療・保健・介護の連携を進め、地域住民同士が支え合える体制づくりを支援します。地域の見守りや心のケア、非常時のサポート等の充実にも努め、防災・防犯での障がいへの配慮も促していきます。

1 地域共生社会に向けた支え合いの促進

・支え合いの仕組みづくり、手話や点字、音訳(朗読)奉仕員の養成など

2 心のケアの推進

・精神障がいや精神疾患へのケア・相談支援の充実促進、心の健康相談支援など

3 防災・防犯体制の充実

・障がいに応じた災害情報の提供や避難体制づくり、犯罪やトラブルの予防・解決支援など

推進目標3 誰でも参加と活躍ができる「場づくり」



施策1：地域における多様な居場所の整備

施設を出て自立的に地域生活を送れるよう各種支援を充実させ、支援制度の周知に努めます。また強度行動障がいや医療的ケア、ひきこもりなどに対応した支援を進めます。

1 地域生活への移行の支援

・施設入所から地域生活への移行の支援、精神障がい者の退院後の支援、自立支援医療給付など

2 地域への受入体制の整備

・強度行動障がい児や医療的ケア児の居場所づくり、各種支援事業の周知、ひきこもり対策など

施策2：雇用・就労の機会の拡大

障がいの特性や程度に応じて働く機会を得られるよう、就労支援に取り組むとともに、障がい者の法定雇用率向上の働きかけや、就労の継続支援を行います。

1 就労移行や継続・定着への支援の充実

・さまざまな機関と連携した就労支援、一般就労への移行支援、就労定着支援など

2 就労機会の拡大

- ・企業等への障がい者雇用促進に向けた啓発、障害者就労施設からの優先調達など

3 新たな働き方の創出

- ・テレワークなどによる就労機会の創出、農林業と連携した障がい者雇用の推進など

施策3：多様な社会参加の促進

スポーツや文化芸術、地域での活動に、障がいの有無に関わらず参加できる環境づくりを進めます。

1 文化・スポーツ等社会活動への参加の促進

- ・活動の成果発表の場づくりや、社会活動への障がい者の参加支援の研究

2 地域活動への参加の促進

- ・地域活動等への参加しやすくするための支援、障がい者団体や市民活動団体への支援

推進目標4 誰多様な育ちを支える「体制づくり」



施策1：切れ目ない発達支援

乳幼児期から学齢期までの相談体制の充実を進めます。また保育園等と連携した療育体制の充実、発達障がいの理解促進・支援強化、子育てをする親への支援の充実に取り組みます。

1 相談体制の充実

- ・行政と関係機関との連携による、将来を見据えた切れ目のない相談支援など

2 早期発見の促進

- ・乳幼児への健康診査の実施、保護者に対する子育てや発達に関する相談の実施

3 療育体制の充実

- ・保育園や医療機関等とのネットワークづくり、人材育成支援などによる療育体制の充実

4 発達障がいへの理解促進と支援の強化

- ・市民向け公開講座等の実施、保育士・教員等への研修の実施

5 親への支援の充実

- ・子育て応援教室の実施、障がい児の親同士の交流の場づくり

施策2：教育環境の充実

障がいに関わらず共に学ぶ教育を進めるとともに、進路・就職に向けた相談支援を充実させます。

1 特別支援教育・インクルーシブ教育(障がいの有無で子どもを区別せず同じ場所で学ぶ教育)の充実

- ・専門的な人材による児童生徒へのきめ細やかな支援、教員への研修や支援体制の拡充など

2 進路・教育相談の充実

- ・職場見学の実施、関係機関との連携による早期からの教育相談の推進など

5 障害福祉サービス等の提供について

第7期塩尻市障害福祉計画
第3期塩尻市障害児福祉計画

○主な成果目標

障がいのある人が必要な支援を受けられ、希望に沿って自立的に暮らせるように、以下の成果目標をたてて、障害福祉サービス等の提供体制を整えていきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域移行を進めるため、令和8年度（2026年度）末までに合計4人の地域生活への移行を目指し、新たに入所する人を含めた施設入所者数を50人とし、現入所者数から6%以上削減することを目標値に設定し、地域移行を促進します。

項目	第6期実績			第7期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①施設入所者の地域生活への移行者数	0	0	0	1	1	2
②施設入所者数	54	54	54	53	52	50

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針に基づき、一般就労への移行者数を令和8年度（2026年度）は17人と設定しました。

項目	第6期実績			第7期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉施設から一般就労への移行者数	12	6	12	13	14	17

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に基づいて、令和6年度（2024年度）から、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、相談支援体制を構築します。

項目	第3期目標	目標年度
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	松本圏域内の体制を確保しつつ、市内においても提供体制の確保をする。	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	本市に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	令和6年度

○サービスの量の確保

障害者総合支援法や児童福祉法に基づく各種の障害福祉サービス、障がい児を対象としたサービス等について、今後見込まれるニーズに応じられるよう、サービスの量を確保していきます。

- 詳細は塩尻市ホームページ（<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>）に掲載してあります。



○利用できる障害福祉サービス

塩尻市では以下の障害福祉サービスを提供しています。

訪問系	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの身体介助や掃除、買い物などの援助を行います。
	重度訪問介護	常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいがある方に、移動時及びそれに伴う外出先において支援や移動援護を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な方に、外出時の移動の支援などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所	自宅で介護を行う方が病気等の場合に短期間、施設等で入浴、排泄の介助などを行います。
	自立生活援助	自立した単身での生活を送れるよう、巡回訪問、相談、各所との連絡調整等を行います。
日中活動系	療養介護	病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	生活介護	日中に障害者支援施設等で入浴、排泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した社会生活を送れるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。
	就労移行支援	就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場の提供や訓練を行います。
	就労定着支援	就労の継続を図るため、関係機関の連絡調整や生活上の相談、助言等の支援を行います。
居宅支援系	施設入所支援	施設において夜間における入浴、排泄等の介助や日常生活上の支援等を行います。
	共同生活援助	グループホームなどで共同生活を営む方に、相談や日常生活上の援助を行います。
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用計画案を作成し、事業者等との連絡調整等を行います。
	継続サービス利用支援	サービス等の利用状況を検証(モニタリング)し、事業者等との連絡調整等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設等から地域移行への支援計画の作成、相談、外出への同行支援などを行います。
	地域定着支援	単身等で生活している障がい者との連絡体制をとり、緊急事態等の支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	日常での基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	放課後等に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援等を行い、保育所の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援にあたり利用計画案を作成し、事業者等との連絡調整等を行います。
	継続障害児支援利用援助	サービス等の利用状況を検証(モニタリング)し、事業者等との連絡調整等を行います。



塩尻市障がい者福祉プラン 概要版

令和6年(2024年)4月発行

編集・発行 塩尻市健康福祉部福祉支援課

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263-52-0280(代)

E-mail shogaifukushi@city.shiojiri.lg.jp

●詳細なプランは塩尻市ホームページ(<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>)に掲載してあります。